

令和 7 年 2 月 定例会議
会 議 錄

湖東広域衛生管理組合議会

令和7年湖東広域衛生管理組合議会2月定例会会議録

令和7年2月21日湖東広域衛生管理組合2月定例会を組合議場に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

全員応招を受理

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 会議に出席した議員は、次のとおりである。

(議長)	1番 山田光義
	2番 中川喜代和
(副議長)	3番 菅森照雄
	4番 澤田源宏
	5番 小菅久宣
	6番 中島政幸
	7番 神細工宗宏
	8番 久保田正利
	9番 藤居吉也
	10番 長谷川貴康

(1) 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

管理 者	伊藤 定勉
管理者職務代理者	有村 国知
副管理 者	寺本 純二
副管理 者	久保 久良
会計管理者	馬場 貞子
事務局長	山口 昌和
総務福祉課課長	加藤 明男
総務福祉課参事	辻 正人
豊南苑場長	川瀬 文徳
リバースセンター所長	北川 和男
愛犬つくし教室施設長	中村 泰秀

(2) 本会議の書記は、次のとおりである。

書記	森 亮
〃	山口勇太可
〃	大野 和生

(3) 会議事件は、次のとおりである。

議案第1号 湖東広域衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第2号 湖東広域衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第3号 湖東広域衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第4号 湖東広域衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について

議案第6号 令和6年度湖東広域衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)について

議案第7号 令和7年度湖東広域衛生管理組合一般会計予算について

(14時10分開会)

議長 (山田) 本日は、組合議会2月定例会が招集され、ご通知申し上げましたところ、皆様方にはお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

只今から令和7年湖東広域衛生管理組合議会2月定例会を開会致します。

議長 本日の出席議員は10名で定足数に達しておりますので、只今から議会を開きます。

議長 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

議長 本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により議席の順番において5番小菅久宣君、6番中島政幸君を指名致します。

議長 日程第2 「会期の決定」を議題と致します。

議長 お諮りします。今定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

議長 これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りに決定致しました。

議長 日程第3 「議案第1号 湖東広域衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び日程第4 「議案第2号 湖東広域衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例案」は関連議案ですので、一括議題と致します。

議長 議案の朗読をさせます。書記。

書記 (議案第1号・議案第2号を朗読)

議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者 (伊藤) みなさんこんにちは、本日は大変お忙しころご出席いただきましてありがとうございます。それでは、令和7年湖東広域衛生管理組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員みなさん方におかれましては、公私何かとご多用のところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は当組合の運営に対しまして格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、条例改正5件及び令和7年度予算を含む、予算案2件を上程させていただいております。

特に新年度予算編成にあたり、し尿処理場「豊楠苑」につきましては、し尿等の搬入量を対前年度比130キロリットル減の3,900キロリットルと想定しており、この減少傾向は続くと見込んでおります。搬入量に応じた運転方法を工夫すると共に、出来る限り効率的かつ安定的な運転を行えるよう努めてまいる所存であります。

また、ごみ固体燃料化施設「リバースセンター」につきましては、令和7年度においても、令和6年度と同水準の搬入量を見込んでおり、1日当たり16時間の稼働は続くものと考えています。施設は老朽化が進んでいることから、新ごみ処理施設が稼働するまでの間は、必要な修繕を適時行うことで処理に支障を来さぬよう努め、構成町については適正なゴミの分別と更なるゴミ減量化に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

それでは「議案第1号 湖東広域衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び「議案第2号 湖東広域衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、ご説明申し上げます。

両改正条例は、令和6年度人事院勧告に基づき、一部改正を行うものであり、職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条で、令和6年度における期末手当及び勤勉手当の支給割合と給料表を改正するものであり、期末・勤勉手当では、職員の12月期の支給割合を期末・勤勉手当共に0.05月分引き上げ、給料表の改正では、別表第1のとおり民間給与との較差を埋めるための改正であります。

第2条では、令和7年度からの扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等及び給料表において、条文の追加及び改正を行うものあり、扶養手当では、配偶者への支給を廃止して、子1人当たりの支給額を1万3千円とし、地域手当では、滋賀県全域が支給対象となることから、組合においても支給できるよう条文を新設するものであります。通勤手当では、新幹線鉄道等での通勤を可能とし、手当の上限額を15万円とするものであります。期末・勤勉手当では、第1条で12月期の支給割合を0.05月分引き上げ、期

末手当で1.275月、勤勉手当で1.075月としたものを、6月期、12月期の支給割合を、共に期末手当では1.25月、勤勉手当では1.05月とするものであり、給料表では係長級以上の給料の最低水準を引上げるべく別表1のとおり改正を行うものです。

その他、管理職員特別勤務手当等についても所要の改正を行うものであります。

また、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」は、令和7年度よりフルタイム会計年度任用職員について、正規職員と同様に地域手当が支給出来るよう条文を新設するものであります。

なお、両改正条例は、公布の日から施行し、扶養手当及び地域手当においては経過措置を設けております。

ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終りました。

議案第1号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 討論なしと認めます。

議長 それでは、只今議題となっています議案第1号を採決致します。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって「議案第1号 湖東広域衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決されました。

議長 つづきまして、議案第2号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 討論なしと認めます。

議長 それでは、只今議題となっています議案第2号を採決致します。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって「議案第2号 湖東広域衛生管理組合会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決されました。

議長　　日程第5 「議案第3号　湖東広域衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」及び日程第6 「議案第4号　湖東広域衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は関連議案ですので、一括議題と致します。

議長　　議案の朗読をさせます。書記。

書記　　(議案第3号・議案第4号を朗読)

議長　　本案に対する提案理由の説明を求めます。管理者。

管理　者　　それでは、「議案第3号　湖東広域衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」及び「議案第4号　湖東広域衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、一括してご説明申し上げます。

両改正条例は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の一部が令和7年4月1日に施行されることに伴う条例の一部改正であります。

主な内容は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」では、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うものであり、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」では法改正及び給与条例の改正により生じた条ずれを是正するものであります。

どうぞご審議の程、よろしくお願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長　　説明が終りました。

議案第3号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(　討論なしの声　)

議長　　討論なしと認めます。

議長　　それでは、只今議題となっています議案第3号を採決致します。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(　挙手全員　)

議長　　全員賛成です。

よって「議案第3号　湖東広域衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決されました。

議長 つづきまして、議案第4号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 討論なしと認めます。

議長 それでは、只今議題となっています議案第4号を採決致します。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって「議案第4号 湖東広域衛生管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 「議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題と致します。

議長 議案の朗読をさせます。書記。

書記 (議案第5号を朗読)

議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者 それでは、「議題第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」について、ご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、必要となる当組合の関係条例について、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、改正法で「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められることから、関係条例中の「懲役」を「拘禁刑」に又、「禁錮」を「拘禁刑」にそれぞれ改めるものであります。

この条例は法の施行に併せ令和7年6月1日から施行するものであります。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 説明が終りました。
議案第5号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 討論なしと認めます。

議長 それでは、只今議題となっています議案第5号を採決致します。
原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって「議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例案」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 「議案第6号 令和6年度湖東広域衛生管理組合一般会計
補正予算（第2号）について」を議題と致します。

議長 議案の朗読をさせます。書記。

書記 (議案第6号を朗読)

議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者 「議案第6号 令和6年度湖東広域衛生管理組合一般会計補正予算（第
2号）」について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に641万3千円を増額し、歳入歳出
予算の総額を7億8,309万7千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入では、財産収入で5万7千円
を、繰入金で635万6千円を増額し、歳出では、総務費で73万
7千円、民生費で110万2千円、衛生費で451万7千円、諸支
出金で5万7千円をそれぞれ増額するものであります。

主な内容は、職員の給与条例の一部改正に伴う給与の増額に対応
するためのものであります。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げまして、提案説明と致しま
す。

議長 説明が終りました。

議案第6号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、こ
れより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 討論なしと認めます。

議長 それでは、只今議題となっています議案第6号を採決致します。
原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって「議案第6号 令和6年度湖東広域衛生管理組合一般会計補正

予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

議長　　日程第9 「議案第7号 令和7年度湖東広域衛生管理組合一般会計予算について」を議題と致します。

議長　　議案の朗読をさせます。書記。

書記　　（議案第7号を朗読）

議長　　本案に対する提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者　　日程第9 「議案第7号 令和7年度湖東広域衛生管理組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和7年度湖東広域衛生管理組合一般会計予算の総額は、8億1,384万2千円で、前年度に比べ5,096万2千円、率にして6.7%の増となります。

まず歳入予算について、ご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、6億5,616万円で、このうち構成4町にお願い致します分担金及び負担金の総額は、6億4,532万9千円であります。

使用料及び手数料は、5,657万4千円で、主にし尿収集運搬手数料及びごみ持込み手数料であります。

県支出金は、2万1千円で、障害児療育強化事業補助金であります。

財産収入は、93万2千円で、建物の賃貸料及び基金利息であります。

繰入金は、4,611万5千円で、財政調整基金を取崩し、リバースセンターの修繕費及び起債償還金のうち東近江市分に充てるものです。

繰越金は、80万円で、前年度と同額を見込んでおります。

諸収入は、5,324万円を見込んでおり、その主なものは、ごみ指定袋売却代及び固形燃料売却代であります。

次に歳出予算について、ご説明申し上げます。

議会費は、12万8千円で、議員各位の費用弁償等であり
総務費は、4,955万5千円で、正規職員3名及び会計年度任用職員2名の人事費と管理棟などの維持管理費並びに組合運営に要する事務経費であります。

民生費は、9,374万6千円で、愛犬つくし教室の正規職員7名及び会計年度任用職員2名と発達相談指導事業に携わる正規職員2名及び会計年度任用職員1名の人事費が主なものであります。

衛生費は、6億4,380万7千円で、主にはし尿処理場及びリバースセンターの正規職員10名、会計年度任用職員8名の人事費と施設の維持管理等運営にかかる経費であります。

公債費は、2,401万4千円で、起債の元利償還金であります。

諸支出金は、59万2千円で、財政調整基金及び施設整備基金への積立金であります。

予備費は200万円で、前年度と同額を見込みました。

以上、簡単ではありますが、令和7年度当組合一般会計予算の概要であります。

どうぞご審議の程、よろしくお願ひ申し上げまして、提案説明と致します。

議長 説明が終りました。

議案第7号に対する質疑の通告はありませんでした。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長 討論なしと認めます。

議長 それでは、只今議題となっています議案第7号を採決致します。原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって「議案第7号 令和7年度湖東広域衛生管理組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

議長 これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て議了致しました。よって会議規則第7条の規定により、これをもって閉会と致します。

(14時37分閉会)